



株式会社山崎物流サービス
有料職業紹介事業許可番号 27-ユ-070022

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が90日以内に本人の都合による退職又は本人の責に基づく解雇により雇用契約が終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ①入社日から起算して30日以内に退職した場合、人材獲得成功報酬の70%を返金します。
- ②入社日から起算して31日以降60日以内に退職した場合、人材獲得成功報酬の50%を返金します。
- ③入社日から起算して61日以降90日以内に退職した場合、人材獲得成功報酬の20%を返金します。

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用致しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。